

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第73号（6.3.11） 選択的夫婦別姓の導入に向け一日も早い民法改正を要請する意見書提出を求める陳情
陳情の要旨	結婚後の姓を自由に選択できる「選択的夫婦別姓制度」の導入へ、民法改正を求める意見書を国に提出すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市東灘区 新日本婦人の会東灘支部 代表 前川 伸子
送付委員会	総務財政委員会

神戸市議会議長 坊 やすなが様

2024年3月10日

陳情者
兵庫県神戸市東灘区

新日本婦人の会東灘支部
代表 前川 伸子

見
育

「選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意書」 を国に上げることがを求める陳情

〔陳情趣旨〕

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。

民法の婚外子相続差別は廃止されましたが、戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申してから4半世紀が経過しました。第5次男女共同参画基本計画は「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としています。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成割合が高くなっています。1月17日には経団連が、「結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務付ける日本の制度が企業活動を阻害している」とうったえ、政府に、選択的夫婦別姓の導入を求め、注目と共感が広がっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々提出されています。以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

【陳情事項】

- 一、結婚後の姓を自由に選択できる「選択的夫婦別姓制度」の導入へ、民法改正を求める意見書を国にあげてください。